

保護者 様

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

明照学園 樹徳高等学校
 校長 野口 秀樹
 樹徳中学校
 校長 澁谷 和郎

本校では、インフルエンザにかかり出席停止となった生徒が登校を再開する際には、医師の治療証明書をいただいております。この度、群馬県の指導により、令和2年から令和3年におけるインフルエンザ流行期においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校への提出書類を保護者が記入する「**インフルエンザにおける療養報告書**」に変更いたします。次回流行期以降の扱いにつきましては、改めてお知らせいたします。

なお、医師の診断により発症から5日を経過せずに登校が可能になった場合は、医師の治療証明書が必要となります。

※「インフルエンザにおける療養報告書」および「治療証明書」は、学校のHPからダウンロードできます。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登校可能予定日を確認する。
- (2) 速やかに学校に報告する。
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師が確認した「発症日」を記録する。
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録する。
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校し、学校に提出する。

【参考】インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」

※ 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

※ 「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過した日となります。

出席停止期間のめやす表

発症後日数	0 (発症日)	1	2	3	4	5	6	7	8日目	
例1 発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱				登校可能				
例2 発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱							
例3 発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱						
例4 発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱					
例5 発症から5日目に解熱した場合	発熱									解熱

※「発症した後5日」、「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。